

千葉市あんしんケアセンター(地域包括支援センター)

運営委託法人 公募要領

令和6年8月

千葉市保健福祉局健康福祉部 地域包括ケア推進課

目次

1 公募概要	1
2 募集を行う圏域	1
3 評価対象の地区	1
4 委託内容及び契約の概要	2
5 応募要件	2
6 公募から開設までのスケジュール	3
7 応募の手続き	4
8 選定方法	7

<説明資料>

【資料1】千葉市あんしんケアセンターについて	10
【資料2】千葉市生活支援コーディネーターについて	17

<様式>

【様式1】千葉市あんしんケアセンター(地域包括支援センター)運営法人 公募参加申込書	19
【様式2】誓約書	20
【様式3-1】法人実績(その1)	21
【様式3-2】法人実績(その2)	22
【様式3-3】法人実績(その3)	23
【様式4-1】包括3職種の職員に関する調書	24
【様式4-2】管理者経歴書	25
【様式4-3】包括3職種経歴書	26
【様式4-4】包括3職種の確保及び資質向上に関する調書	27
【様式5-1】あんしんケアセンター開設予定地に関する調書	28
【様式5-2】事務所平面図	29
【様式5-3】駐車場図	30
【様式6-1】あんしんケアセンター運営に関する調書①(センター運営理念・応募動機)	31
【様式6-2】あんしんケアセンター運営に関する調書②(事業の実施方針)	32
【様式7】情報管理に関する調書	33
【様式8】リスク管理に関する調書(緊急時対応、苦情対応)	34
【様式9】質問票	35

1 公募概要

地域包括支援センター（以下、「あんしんケアセンター」という。）は、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域において包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置しております。

千葉市内では、現在28圏域に32か所（4出張所含む）のあんしんケアセンターを設置しており令和4年4月から令和9年3月31日までの運営を委託しておりますが、2事業所より令和7年3月31日をもって運営辞退の申し入れがあったため、2圏域にて運営を請け負う法人の募集を行います。

2 募集を行う圏域

募集圏域と包括3職種の配置人数（予定）

包括3職種配置人数の確定については、前年度6月末時点での高齢者人口およびその他の条件により決定します。

番号	圏域	想定される包括3職種人数	町丁名
(1)	花見川一4	4人	朝日ヶ丘1～3丁目・5丁目、西小中台、畑町、宮野木台1丁目
(2)	若葉一2	5人	都賀、都賀の台、西都賀、若松町、若松台

3 評価対象の地区

後述「6 選定方法－（2）審査項目等－ア『3 立地・設備』（P8）」に記載の、「地域住民にとって利便性が良い場所」とされる評価対象の地区は以下のとおりです。

事務所の開設予定地が、以下の人口密集地域（※）に該当する場合は10点を加点します。

※人口密集地域・・・「千葉市立地適正化計画（平成31年3月）」を参考に作成。

※300mは徒歩5分圏内を想定。

（表1）

圏域	人口密集地域
花見川一4	・京成バス「畑町西」から「畑町東」バス停までの穴川天戸線（県道72号線）沿い
若葉一2	・JR「都賀駅」または千葉都市モノレール「都賀駅」を中心とした半径300m圏内

4 委託業務及び契約の概要

- (1) 委託内容及び運営に係る要件等については、「【資料1】千葉市あんしんケアセンターについて」(10～16P)のとおりとします。
- (2) 契約の概要
- ア 千葉市あんしんケアセンター開設日
令和7年4月1日
 - イ 契約方法
公募で選定された受託候補者との随意契約
 - ウ 委託予定期間
 - (ア) 令和7年4月1日から令和9年3月31日までを予定し、契約は単年度ごとに締結します。
また、令和7年4月1日からの運営開始に向けて、令和7年2月1日から令和7年3月31日まで開設準備に係る委託契約を締結します。
 - (イ) 委託予定期間の2年間(令和7年度～令和8年度)の期間は原則、契約の辞退はできません。なお、やむを得ない事由で契約の辞退を検討する場合は、契約更新の1年前までに市へ申し出てください。
 - (ウ) 受託者が委託契約に定められた事項を遵守しない場合は、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。
 - エ 委託料
会計年度(4月1日～翌年3月31日)ごとに受託者からの請求により支払います。
支払の時期は四半期ごとの前金払いとなります(予定)。
契約金額の算定方法等については、「【資料1】千葉市あんしんケアセンターについて(10～16P)」をご参照ください。

5 応募要件

- (1) 応募資格
- 次の各号に掲げる条件を全て満たし、法人格を有する者とします。
- ア 次のいずれかに該当すること
 - ① 介護保険法に基づく事業所指定を受け、令和6年3月31日現在、千葉市内で3年以上事業所を運営していること
 - ② 千葉市あんしんケアセンター(地域包括支援センター)を運営していること
 - ③ 他自治体において、5年以上の地域包括支援センター運営実績があること
 - ④ 介護支援専門員で構成される職能団体であること
 - ⑤ 社会福祉士で構成される職能団体であること
 - ⑥ 保健師・看護師で構成される職能団体であること
 - ⑦ 公益財団法人であり、高齢者の福祉増進、健康づくりに資する活動を行っていること
 - イ 法人またはその役員等が応募時に次のいずれにも該当しないこと
 - ① 禁錮以上の刑に処され、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

- ②千葉県暴力団排除条例（平成24年6月28日交布）第2条に規定に該当する者
- ③地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（一般競争入札に参加できない者）
- ⑤国税、県税または市税を滞納している者
- ⑥会社法に基づく会社整理の申し立てまたは通告がなされた者及びその開始命令がされている者
- ⑦民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑧会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑨破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑩介護保険法に規定される指定欠格事由に該当する者

(2) 応募申請の抹消

応募した法人が、提出書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募申請を抹消し、選定審査対象から除外することとします。

ア 千葉県あんしんケアセンター運営委託法人公募要領に違反した場合

イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者またはその関係者が直接または間接に市職員等と接触を持った場合

ウ その他、以下に掲げる行為があった場合

- ①提出書類に虚偽があったとき
- ②その他不正な行為があるとき

(3) 委託の要件

受託の際には、次の各号に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

ア 包括的支援事業及びその他の事業を適切、公正、中立に実施すること

イ 受託する圏域内に「あんしんケアセンター」を設置すること

ウ 指定介護予防支援事業所の指定を受けること

6 公募から開設までのスケジュール

(1) 公募の案内から受託候補者の決定まで

月 日	内 容	場所・方法等
令和6年 8月9日（金）	公募要領等公開	市ホームページで公開
8月14日（水）～ 16日（金）等	公募説明会	申込者に直接ご案内 ※日程については相談可
8月14日（水）～ 8月21日（水）	質問受付期間	Eメール
8月19日（月）～ 9月20日（金）	応募書類の提出受付	地域包括ケア推進課へ持参

10月第1週目	1次選考（書類審査）の実施	
10月第2～3週目	あんしんケアセンター等運営部会報告	
10月中旬～下旬	1次選考（書類審査）の結果通知	郵送
10月下旬～11月上旬	1次選考（書類審査）の通過法人に対する2次選考（ヒアリング）の実施	2次選考（ヒアリング）の日時場所については後日通知
11月中旬	あんしんケアセンター等運営部会報告	
11月下旬	結果通知	郵送

(2) 受託候補者の決定からセンター開設まで

月 日	内 容
11月～12月頃	受託候補者に対して、引き継ぎや業務内容、委託契約についての説明会
令和7年2月1日から3月末まで	開設準備、引き継ぎ、研修等（2月1日から委託契約開始）
令和7年4月1日	センター開所 （4月1日から委託契約開始）

7 応募の手続き

(1) 応募書類

以下のとおり、必要な書類を提出してください。

※募集を行う圏域は、「2募集を行う圏域（1P）」のとおりです。

<応募に必要な書類一覧>

	書類名	様式	備考	データ
1	千葉市あんしんケアセンター運営委託法人公募参加申込書	様式1		
2	誓約書	様式2		
3	定款		要原本証明	
4	法人登記簿抄本		直近3カ月以内のもの	

5	印鑑証明		直近3カ月以内のもの	
6	法人実績（その1）	様式3-1		○
7	法人実績（その2）	様式3-2		○
8	法人実績（その3）	様式3-3		○
9	法人概要 （法人名、理事長名、法人設立年月日、職員数、施設及び事業所の名称が記載されているもの）		現在運営している施設又は事業に関する資料パンフレット可	
10	包括3職種の職員に関する調書	様式4-1		
11	管理者経歴書	様式4-2		
12	包括3職種経歴書	様式4-3	配置職員が決まっている場合に提出	
13	包括3職種の確保策及び資質向上に関する調書	様式4-4		○
14	法人の有する事業所における包括3職種の配置状況	様式自由	様式4-1参照	
15	あんしんケアセンター開設予定地に関する調書	様式5-1		
16	事務所平面図	様式5-2		
17	駐車場図	様式5-3		
18	あんしんケアセンター運営に関する調書①（センター運営理念・応募動機）	様式6-1		○
	書類名	様式	備考	データ
19	あんしんケアセンター運営に関する調書②（事業の実施方針）	様式6-2		○
20	収支決算書（資金収支計算書）	様式自由	R5、R4、R3の3年分	
21	貸借対照表	様式自由	R5、R4、R3の3年分	
22	情報管理に関する調書	様式7		○
23	リスク管理に関する調書（緊急時対応、苦情対応）	様式8		○

(2) 公募説明会

公募に係る説明会を以下のとおり開催します。

応募にあたっては、出来る限り公募説明会に参加してください。

開催日時	令和6年8月14日（水）から8月16日（金）午後 日時、場所についてはお申込者に直接ご連絡します。 ※上記日程にて参加が難しい場合は電子メールにてご相談ください。 【メールアドレス】 hokatsu-shien@city.chiba.lg.jp
予約	8月9日（金）から8月14日（水）15時までの間に電子メールにより説明会の申し込みをお願いします。※参加できる人数は、1法人3人以内とします。 【申し込みメールアドレス】 hokatsu-shien@city.chiba.lg.jp
その他	(1) 説明会参加者は、会場入口で必ず受付を行ってください。 (2) 説明会資料は配布しませんので、地域包括ケア推進課ホームページから印刷し、当日持参してください。 (3) 公募説明会資料、その他の最新情報については、地域包括ケア推進課ホームページに掲載しますので、説明会への出席を予定している法人は随時確認してください。 地域包括ケア推進課ホームページ 【 https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/hokatsucare/anshinnkoubo2024.html 】 (4) 説明会当日、会場での質問は受付しません。 質問及び回答方法は以下のとおりです。

(3) 応募受付期間

令和6年8月19日（月）午前9時から同年9月20日（金）午後5時まで

(4) 応募書類の提出方法

- ア 地域包括ケア推進課に電話にて提出日時を約束の上、応募書類一式を直接、持参してください。
郵送、時間外及び期間外の提出は受け付けません。

【提出先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所保健福祉局健康福祉部
地域包括ケア推進課（千葉市役所本庁舎9階）
電話：043-245-5168

イ 電子データで提出する書類の提出先

「応募に必要な書類一覧（4P, 5P）」に記載の書類のうち、右端の「データ」に「○」がある項目については、紙ベースで提出したうえで、電子データでの提出もお願いします。

【提出先メールアドレス】 hokatsu-shien@city.chiba.lg.jp

(5) 応募書類の提出部数

正本1部、副本5部を提出してください。

A4版縦型フラットファイルに左閉じとし、表紙および背表紙に「千葉市あんしんケアセンター公募申込」、「法人名」、「圏域名」と記載してください。

綴り方については、「応募に必要な書類一覧(4P, 5P)」の順番どおりとします。

(6) 応募にあたっては、次の事項にご留意ください。

ア 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

イ 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(7) 公募要領に関する質問及び回答方法

ア 質問方法

※市地域包括ケア推進課へのメールにより受付します。

【様式9】質問票(35P)」に記載して提出してください。

※質問は公募に関して必要な項目のみ、受け付けます。

※件名は、『千葉市あんしんケアセンター公募に関する質問』としてください。

地域包括ケア推進課 電話 043-245-5168

E-mail : hokatsu-shien@city.chiba.lg.jp

イ 質問の受付期間

令和6年8月14日(水)午前9時から同年8月21日(水)午後5時まで

ウ 回答方法

回答は、地域包括ケア推進課ホームページ上において公表します。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/hokatsucare/anshinnkoubo2024.html>

8 選定方法

(1) 選定方法

「1次選考(書類審査)」と「2次選考(ヒアリング)」により、受託候補者を決定します。

1次選考(書類審査)の結果、各圏域上位2位までの法人に対し、2次選考(ヒアリング)を実施します。

1次選考の結果及び2次選考の案内は、後日郵送で通知します。

その後、1次選考及び2次選考の結果を、総合的に勘案した上で候補者を特定します。

なお、選定は「受託候補者を特定」するものであり、契約行為ではありません。

(2) 審査項目等

ア 1次選考(書類審査)では、提出された書類に基づき、次に示す観点で審査を行います。

大項目	中項目	審査の視点
1 法人実績 【40点】	地域包括支援センター業務の受託実績及び類似業務の受託実績	◇地域包括支援センターの運営に関する実績があるか。
		◇あんしんケアセンターの業務と類似した事業の実績があるか。
	運用の安定性	◇法人の収支決算は健全か。
		◇職員の離職率は雇用動向調査と比較し健全か。 ◇正規職員及び非正規職員の雇用割合は健全か。
2 職員 【30点】	配置の実現性	◇包括3職種の配置について、実現性があるか。
	管理者の経験	◇センターの管理者（予定）は、地域包括支援センター業務について熟知している者か。
3 立地・設備 【35点】	利便性・わかりやすさ	◇地域住民にとって利便性がよい場所か ※「3評価対象の地区（1P）」を参照。 ・公共交通機関で来所しやすいか。 ・人口密集地区や商業施設密集地など、集客が見込める場所か。 ・道路は利用しやすいか。
		◇地域住民が公共の事業所として認識しやすいよう施設内等わかりにくい場所でないか。
	事務所設備	◇相談実施に適した環境としているか。
		◇会議・打ち合せの実施に適した環境としているか。
外部設備	◇駐車場は利用に適しているか。	
4 業務管理 【15点】	日曜日・休日・時間外等の対応	◇日曜日、休日、時間外等において、昼夜を問わず24時間、緊急を要する相談を受付し必要な対応がとれる体制を整えているか。
	個人情報の保護	◇個人情報保護についての管理体制は適切であるか。
	苦情対応と業務への反映	◇苦情対応に関するマニュアルの整備及び職員への教育がなされているか。

イ 2次選考（ヒアリング）では、次に示す観点で審査を行います。

なお、ヒアリングの出席者は1法人3人以内とし、コンサルタント等、法人の職員ではない者の参加は認めません。

項目	審査の視点
センター運営の理念 【30点】	応募の動機、また地域包括ケアシステムの中核機関として機能を果たしていくための運営の視点があるか。
	委託業務の性質上、運営における公正・中立性の確保のための視点があるか。
	応募圏域の地域課題を把握し、課題解決へ向けた取組み意欲があるか。
業務の方針	<個別支援>

【30点】	アセスメントから個別援助の評価まで、きめ細かな支援を適切に行うための工夫があるか。
	＜権利擁護（高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害）＞ 市民や各種関係機関に広く周知し、理解を得るための工夫はあるか。 必要時にニーズに即したサービスに適切につなぐことができるか。
	＜地域のケアマネジャーへの支援＞ 地域のケアマネジャーの資質向上に向け、効果的かつ具体的な支援を行うための工夫があるか。
	＜介護予防＞ 介護予防について必要な知識や具体的な取組みを広く周知できるか。 住民による自主的な介護予防に向けた取組みが地域で促進されるよう「地域づくり」の視点を取り入れているか。
	＜関係機関とのネットワーク構築＞ 関係機関（※）とのネットワーク構築を視野に入れているか。ネットワーク構築方法に現実性があるか。 ※関係機関・・・診療所や訪問看護ステーション等の医療機関、ケアマネジャーやサービス事業所等の福祉関係機関、民生委員や町内自治会、社協地区部会等の町内活動団体をいいます。
	＜事業評価＞ 適切に事業評価を行い、その後の取組みに反映させる体制であるか。
人材確保及び 資質向上 【40点】	あんしんケアセンターの職員として適した人材配置ができるか。
	保健師等（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員等に欠員が生じた場合の職員確保策は実行性があるか。
	保健師等（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員等の資質向上を図るために、効果的な取組みがされているか。
管理体制 【10点】	個人情報保護に係る管理体制は適切であるか。
全体的な印象 【10点】	ヒアリング出席者の印象及び回答内容、法人の実績等、感性的な評価を行う。

(3) その他

受託候補者の決定後に、提出書類の内容と実態が異なる場合は、決定を取り消すことがあります。また、過去5年において、不正経理、虐待等、重大な指摘があった場合は、決定を取り消すことがあります。

この場合において、千葉市は費用弁償等については一切応じません。

この要領に定めのない事項については、別途、千葉市の指示によるものとします。